

茨城県土木部検査書類限定型工事実施要領

1. 目的

「検査書類限定型工事」は、検査時を対象に必要な書類を限定し、受注者における説明用資料等の書類削減及び監督員と検査員との重複確認を避け、より効率化を図るものである。

また、情報共有システム（以下、「ASP」という）の普及に伴い、検査でASPを活用することにより、検査書類の電子化の推進を図る。

2. 対象工事

令和6年4月1日以降実施する検査で起工額1千万円以上のASPを活用した茨城県土木部が発注する建設工事（営繕工事は除く。）は、全て検査書類限定型工事の対象とする。

※既発注済工事にも適用する。

※「低入札価格調査対象工事」は対象外とする。

※施工中、監督員から文書等により改善指示が発出された工事は対象外とする。

3. 検査の実施

検査員は、検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行う。

- ①施工計画書
- ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類（提示）含む）
- ③工事打合せ記録簿
- ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
- ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
- ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
- ⑦工事写真
- ⑧安全教育訓練実施資料

※上記書類の取扱いは、情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。

但し、既発注済工事で受発注者間の協議により紙による書類提出となっている場合は、ASPによらない。

※監督員は「施工プロセスチェックリスト（土木書類限定型）」を検査前に検査員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

4. 周知方法

- ① 今後発注する工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載して公告する。
- ② 既発注済工事については、工事打合せ記録簿により、受注者に指示するものとする。
- ③ 特別な事由のある場合は、検査通知時に、上記8書類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

5. 付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【特記仕様書 記載例】

(検査書類限定型工事)

第〇条

- 1 本工事は、「茨城県土木部検査書類定型工事実施要領」(令和6年4月 茨城県土木部)に基づく検査書類限定型工事である。
- 2 検査書類限定型工事は、検査時に下記の8書類に限定して検査を行うものである。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳・体系図(下請引取検査書類(提示)含む)
 - ③工事打合せ記録簿
 - ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
 - ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
 - ⑥材料品質証明関係資料(材料使用届等)
 - ⑦工事写真
 - ⑧安全教育訓練実施資料
- 3 上記書類の取扱いは、情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。

※工事打合せ記録簿については、上記を参考に作成願います。

但し、既発注済工事で受発注者間の協議により紙による書類提出となっている場合は、情報共有システム(ASP)によらない。

※⑧安全教育訓練実施資料とは、TBM(作業手順書)、KY活動、新規入場者教育、安全教育・訓練、使用機械や仮設工の点検、安全日誌、店社パトロール、災害防止協議会、過積載防止の取組み等をいう。